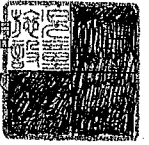


令和 7年 7月 日

大阪市長 様

一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟

会長 岡本 佳久



令和8年度の業務改善要望について

この業務改善要望事項が大阪市の施策に反映されることを要望します。



令和8年度 業務改善要望

連盟からの要望事項

二家便

物価高騰への支援の拡充について

昨今の物価高騰は、児童福祉施設の運営に大きな影響を及ぼしております。特に、食材費・光熱費・衛生用品等の必要経費が軒並み上昇しており、子どもたちの健やかな生活を維持するための基盤が揺らぎかねない状況です。

これらの費用増加は、施設の独自努力によって吸収できる範囲を超えており、今後の持続的な運営や職員の確保にも支障を来す懸念がございます。

つきましては、大阪市として児童福祉施設への支援策をご検討賜りたく、以下のような支援を要望いたします。

1. 物価高騰に対応するための補助金制度の新設または拡充
2. 食材等の購入に対する特別加算制度の導入
3. 光熱費等の支援対象への拡大

未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備は、地域社会全体の責任であり、官民が連携して取り組むべき課題であると考えております。何卒、実情をご賢察のうえ、前向きなご検討をお願い申し上げます。

二家便

人材確保支援を含む、職員処遇改善について

近年、児童福祉分野における人材不足は顕著であり、専門性を有する職員の採用・定着が困難となっております。特に、処遇面での不安が離職につながるケースも少なくなく、結果として施設の安定運営や児童へのサービス提供に支障を来す恐れがあります。

職員が安心して働き続けられる環境整備は、児童福祉の質的向上に直結する極めて重要な要素であり、市として以下の施策をご検討賜りますようお願い申し上げます。

1. 児童福祉施設職員に対する賃金加算の拡充
2. 処遇改善のための継続的な財政支援の制度化
3. 新規職員の確保に向けた広報・研修支援の強化
4. メンタルヘルスや職場環境改善に関する支援プログラムの導入

子どもたちの健やかな育成には、安定した人材確保と職員の働きやすい環境整備が不可欠であると考えております。何卒、現場の実情をご理解いただき、前向きなご支援をお願い申し上げます。

乳児院・児童養護施設からの共通要望事項

- (1) 令和4年児童福祉法改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性向上と児童虐待の予防的かつ包括的な福祉的支援等をめざして、令和6年度より認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。子ども家庭庁は、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得を促進するために、研修受講支援のための費用や資格取得者の配置する場合の措置費としての当該職員への加算など新たな補助を創設しています。
- 当連盟でも数名の職員が試験に合格しています。大阪市の子ども家庭ソーシャルワーカー設置に対する見解及び資格取得促進支援にかかる対応等について、施設が高機能・多機能化を求められる現状を踏まえ、今後の本市の考え方及び方向性をお示してください。
- (2) 人材確保が厳しい折、人材の定着が課題となっています。産休・育休を取得した職員が復職をめざす際、保育所申請をしますが、施設職員の「基準点数」が低く入園できない状況が生まれています。施設職員も保育園保育士と同等の「基準点数」にし、職員が定着できるようにされたい。

乳児院からの要望事項

1. 乳幼児への職員配置基準の改善及び専門的なケアが必要な乳幼児の養育に際し、専門職員の配置をされたい。

- (1) 子ども1人に対して、最低でも3人の職員配置をされたい。
- ・不安定な環境の中で出産した乳幼児（未受診、自宅分娩など）は、その成長過程で心身に少なからぬ影響を及ぼすため、より一層の支援の充実のため職員配置基準の改善と夜勤体制の充実を確保するためにも職員配置を改善されたい。
- (2) 障害児への手厚い支援のための加算の充実と担当職員の配置をされたい。
- 障害のある子どもひとりに対し職員ひとりの配置とし、さらに理学療法士・言語療法士・作業療法士・心理職等の補助単価のアップをされたい。
- (3) 低出生体重児への支援を充実されたい。
- 「乳児院病虚弱等児童加算費」の適用拡大、また事故防止徹底のための機器(乳幼児体動モニターとPCの連動システム)は欠かせないものであり、最新機器への導入費用も含め、全額補助とされたい。
- (4) 乳幼児の予防接種は、インフルエンザ・新型コロナウイルス・RSウイルス等すべて対象とされたい。
- (5) 医療機関への通院や里親家庭の訪問等に係る職員交通費の補助をされたい。

2. 緊急性を要する乳幼児の生命を守る支援の充実について

- (1) 安心して対応できるよう一時保護委託費を充実されたい。

二宮

・大阪市内において緊急一時保護の乳幼児も増加しています。そのため空床の一時保護委託児への加算の充実と一時保護専用室を設ける「一時保護実施特別加算費」は、敷地内やいわゆる外だしであっても、最低でも職員配置基本部分（利用人数 6 人）2.5 人と地域分散化加算 3 人までの配置とし、さらに、常時 2 人体制の夜勤が可能となるように職員の配置をされたい。

二宮

- (2) 一時保護委託児童をユニット加算の対象にされたい。

- (3) 一時保護委託前の検診を徹底されたい。

中根

・新型コロナウイルス感染症の完全な収束が見通せない中、今後ますます委託前検診は必須となります。これまで情報が不十分な中でも受け入れをしてきましたが、その子ども
の命と在籍児童の命と安全を守る為にも徹底されたい。

- (4) 病虚弱児加算の適用を拡充されたい。

二宮

・複数のアレルギーのある乳幼児に常時処置する必要がある場合がある。しかし、アナフィラシキーを起こさないよう職員が付ききりで見なければならぬ子どもなどに対しても加算（特例として）の対象とされたい。
・理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されたい。

3. 親・家族に寄り添った支援の充実について

- (1) 里親支援事業の充実について

中根

・「里親委託等推進委員会」での成果や課題、今後も関係機関との連携のあり方や効果的な手法の検討をお願いします。

4. 市町村との連携強化について

二宮

- (1) 「市町村担当専門相談員」（仮称）の配置をされたい。

二宮

- (2) レスパイト・ショートステイの利用について、述べ人数を暫定定員計算に導入し利用料金の補助をされたい。

管理課

- (3) ショートステイの利用される保護者において、対応困難なケースについては、区やセンターからの依頼とされたい。

5. 新型コロナウイルス 5 類移行に伴う一時保護児の受入について

- (1) 感染児童において高熱発生などの急性期時においては医療機関での対応をお願いしたい。
中々相 い。又一時保護受け入れ後に発症や症状が出た場合は受け入れ先の医療機関の確保をお願いしたい。

児童養護施設からの要望事項

1. 物価高騰対策支援の継続について

二客 近年の物価高騰は、施設を運営する法人にとって深刻な影響を及ぼしています。今後も大阪市の継続的な支援をお願いしたいと考えております。また、物価高騰に伴う給付金等については、被課税世帯への給付だけでなく、利用者の負担を肩代わりしている施設運営法人への給付もご検討いただけないでしょうか。施設が安定的に運営を続けられるよう、柔軟な給付方法への見直しを要望いたします。

2. 児童養護施設における ICT 化促進に関する要望書

二客 近年の ICT 技術の進展は著しく、業務の効率化や情報管理の向上など、さまざまな分野で導入が進められております。私ども児童養護施設においても、こうした ICT の利活用を進めることにより、職員の業務負担を軽減し、より質の高い支援を子どもたちに提供できると考えております。しかしながら、福祉の現場においては ICT の導入が他分野に比べて遅れており、現場の職員も ICT に関する基礎的な知識やスキルが十分でないのが実情です。そのため、ICT の導入には職員向けの基礎的な研修や継続的なサポートが必要不可欠と考えています。つきましては、職員向け ICT 研修の実施や受講に対する補助、IC レコーダーをはじめとする業務効率化に資する機材購入に対する補助を要望いたします。

3. 高校生の塾代増額について

二客 現在、高校生の塾代として上限月額 20,000 円~25,000 円の補助金給付ですが、高校生の塾代は年間約 50 万~70 万円(週 3 回~5 回程度通塾) 夏季や冬季に開催される特別講座は 20 万程度必要で、また大手有名塾だと合わせると 100 万円以上の経費がかかります。現状、高校生が通勤すると殆どの施設がその差額を支払っており場合によっては倍以上の負担を背負います。ここ数年、大阪市児童福祉施設連盟の中学生 3 年生の進学率は 100% 近くに達しており、高校 3 年生においても 40%以上の進学実績があり今後も増える見込みです。ぜひ大阪市の単一助成で補助金の増額検討をお願いします

4. 保育所職員と同等の対応について

二宮

これまでの要望では、大阪市が保育所職員の皆様に提供されている手厚い住宅補助や、新規採用・勤続継続のお祝い金といった支援策について、社会的養護施設で働く職員にも同様に検討いただきたいとお願いしてまいりました。大阪市が今年度より「負担軽減・定着支援事業」として、ケアの難しい子どもへの支援や夜間業務等にかかる雇い上げ費（上限 4,534,000 円）や、離職防止のための施設職員一人あたり 180,000 円の給付を決定してくださったことには、心より感謝申し上げます。これは、社会的養護施設職員の負担軽減と定着支援に向けた、大変重要な一歩であると認識しております。

しかしながら、現状では、保育所職員に適用されている様々な補助金と比較いたしますと、まだ十分な支援とは言えない部分もございます。子どもたちの健やかな成長を支える上で、社会的養護施設の役割は非常に重要であり、その担い手である職員へのきめ細やかな支援が不可欠であると私たちは考えております。

つきましては、引き続き社会的養護施設職員への更なる支援拡充について、下記のとおりご検討いただけますと幸いです。

要望事項

- 住宅費補助の導入： 保育所職員に適用されている住宅家賃補助制度と同様の制度を、社会的養護施設職員にもご検討いただけないでしょうか。
- その他の採用・定着支援策の適用： 「ウェルカム採用補助金事業」をはじめとする、保育所職員にのみ適用されている各種補助金事業につきましても、社会的養護施設職員にも同様に適用をご検討いただけますと幸いです。

5. 措置費及び加算における地域基準の格差について

二宮

これまでご要望申し上げてきた地域基準の格差につきましては、大阪市の皆様の尽力により、一定の是正が図られたことに心より感謝申し上げます。しかしながら、未だ十分とは言えず、この点につきましては引き続き改善が必要であると考えております。

特に、大阪市外に位置する助松寮（泉大津市）、長谷川羽曳野学園（柏原市）、弘済みらい園、のぞみ園（吹田市）の4施設におきましては、措置費保護単価の設定に大きな差があるため、運営上の負担が依然として大きい状況にあります。例えば、助松寮では大阪市内の施設の半額以下の設定となっており、研修や会議が大阪市内で開催される際の交通費や人件費等の支出は、市内施設に比べるとどうしても多くなってしまう。

今後、施設の小規模化や高機能化・多機能化への転換、また建物の老朽化に伴う修繕や建て替えといった費用を考慮いたしますと、現在の運営費の圧迫がさらなる課題となることが懸念されます。

つきましては、大阪市内の施設と同様の運営環境が整いますよう、引き続き国への働きかけをお願いしたく存じます。また、大阪市の単独事業として、これらの地域間格差を補填する補助制度をご検討いただくことはできないでしょうか。大阪府や堺市とも連携し、制度の見直しを進めていただけると幸いです。

6. 障害児に関する加算

二階

発達障害をはじめ何らかの障がいを抱えた子どもたちが、施設から自立するケースが増加傾向にあります。

施設を退所後も継続して支援を受けながら自立した生活を送るため、入所中より「区分認定」「受給者証」「障害年金」「成年後見人」等の様々な申請及び契約の他、「放課後等デイサービス」「グループホーム」「相談支援員」等、先方との渉外を保育士等が担っており、日常業務に対する相当な負荷となっている現状があります。

障がいサービスは複雑な制度になっているため、より専門的な知識を持つ職員のサポートが必要と考えます。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員のような『障がい支援専門相談員』等の増設を望みます。

母子生活支援施設からの要望事項

1. DV 避難をしている母子の事情を理解し、安心安全な居場所を確保する配

二階

慮をしていただきたい

一時保護時の司法審査開始後・共同親権法律制定後も母子が安心して生活できる居場所を確保する配慮と、こどもの安全を優先していただきたい。

母子生活支援施設への入所理由で夫等のDVからの避難というものはまだ多い。避難の過程で母子ともに大きく傷つき、入所以降それを起因とした症状等で母子関係についても危機的状況になることがある。

その中で母が子の一時保護を求めた際、「避難元の夫等に母子の状況を説明して一時保護をする旨の連絡をいれる」と言われるが、その結果、支援者にヘルプを出すことのハードルが上がり、重ねての精神的重圧、更なる親子関係危機の要因になっている場合がある。

上記のような事情があり切迫した状況におかれた母子に対しては一律ではなく、世帯の事情を重々汲んだ対応をしていただきたい。また子の危機の予防的観点からも、母からのヘルプによる一時保護の間口が狭められることのないよう強く要望する。

2. 児童養護施設等における職員定着支援事業の交付対象について、柔軟な対応を

児童施設等における職員定着支援事業の交付対象者については、○当該年度中に社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の対象者となっている児童指導員、保育士、母子支援員 ○常勤職員又は常勤的非常勤職員の要件を満たしている者 ○引き続き翌年度に勤務を継続する者 とある。

現場の職員の中には産休育休を経ての復帰や、介護や傷病明け、家庭事情を抱えつつも、様々な調整に苦慮しながら辞めずに仕事を継続している職員がいる。そのような職員が朝早い時間帯や、夜間以外の部分を重く担っていること、また基幹的職員が様々な場面でのフォローをしていることにも支えられて、24時間施設の現場が回っている状態といえる。

しかし、示された交付対象の条件では、上記職員が除外されてしまうことになる。宿直や夜勤、夜間勤務に従事せずとも、上記職員がこの事業から外れることのないよう、「社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）の対象者」の条件を再考されたい。

3. 母子生活支援施設に保育士やファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の配置に関する加算について国へ働きかけて欲しい

母子生活支援施設は、精神的に不安定な子や発達に課題を抱える子も年齢や時期を問わず受け入れ、施設内の専門職員が連携して、子どもと母親に切れ目のない支援を提供している。これは、地域の保育園では難しい、施設ならではの機能である。

母の仕事や育児の負担が子の情緒や行動に影響を与えることがあるため、施設内に保育士が一定数いれば、母は安心して仕事ができ、母子ともに自立に向けた生活リズムを整えられると考える。

母子生活支援施設はインケアのみならず、親子の関係再構築支援や退所後のアフターケアに加え、地域の多機能化・高機能化の要請に応え、地域支援にも積極的に取り組んでいるところである。今後は、さらに地域や関係機関との連携を強化していく必要がある。

保育士やファミリーソーシャルワーカーを配置することで、多職種連携による質の高い親子支援、親子関係再構築プログラムの実施、そして子育てに関する継続的なアドバイスが可能となる。

入所中の子と母の安心した生活と子どもの健全な成長を保障し、退所後も途切れない支援を継続するため、また地域住民が気軽に相談できる窓口として機能するために、国に対して現状に加えた保育士配置と、ファミリーソーシャルワーカー配置に関する加算の拡充・新設を強く要望する。

障害児入所施設からの要望事項

1. 物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置に取り組んでいただきたい

福祉

長期にわたる物価高騰により、光熱水費や食材料費等の負担は増える一方であり、利用者への負担転嫁もなかなか困難である。例えば、食事提供加算は一定単位である中、米や野菜等あらゆる食材費の高騰により施設負担は著しく増大している。また、災害・感染に対する備蓄等の物品も同様に高騰していることから、基本単価を物価スライドに合わせた上昇率に合わせることを、国や大阪府へ要望していただくとともに、補助金等の大阪市独自の措置を検討していただきたい。

2. 福祉人材の確保と育成・定着について

福祉

福祉現場での人材不足は深刻化しており、通所、入所を問わず、利用者対応への加配人材を配置できなかったり、利用定員数の減員を余儀なくされたりとサービス提供の質の低下を招く事態となっている。障がいのある子（者）が安心してより質の高い福祉サービスを利用できるよう、人材確保及び育成・定着に向けた給付金の支給や定着支援事業や体制強化事業、家賃補助等の施策を実施していただきたい。

＊貴市青年局では「児童養護施設等における職員定着事業」を実施し、職員一人当たり18万円を支給されます。同じこどもを対象とする職員として障害児施設への同事業の実施を要望します。

3. 地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて

運営課
教育

貴市では、「障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び・共に育ち・共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本としています。」と就学相談のホームページ等で示されています。しかし、実際には加配職員や看護師の手配ができない等の理由で、入園、入学を断られたり、保護者の付添を求められたりと、保護者やご家庭への負担を強いられるケースが生じています。受け入れ体制の構築等、あらゆる障がいを理由とする入園、入学拒否や待機児童、保護者負担の速やかな解消を求めたい。

4. 児童発達支援に係る利用者負担無償化について

福祉

令和5年5月18日の貴市会定例会において横山市長は「最優先で取り組むことは、『子育て・教育の無償化』です。大阪市では、国に先駆け3～5歳児の幼児教育・保育無償化を進めてきました。その後、国制度が創設され、残るは0～2歳児ですが、所得制限などにより一

部の子どものみの無償という状況となっております。社会全体で子どもを育てるという観点から、所得制限のない無償化を現実のものとすべきです。」と施政方針演説をされています。高校無償化は進んだものの児童発達支援については様々な条件付きで進められており、高額納税者の区分けも 37200 円まで段階も設定されず、未だ負担を強いられている保護者は少なくありません。障がいのある子どもをもつ保護者が安心して産み、育てられるよう、児童発達支援事業の利用者負担額無償化の早期かつ確実に実現していただくよう今一度求めたい。

＊令和 7 年度予算案では、上記の市長演説と異なり、第 2 子の無償化とされ、第 1 子は対象に含まれていません。公言通り、全ての子どもの無償化を要望します。

5. 障害児福祉に係る所得制限の撤廃または段階の見直しについて

福祉向

障がい児が利用する障害福祉サービス利用料について、現在 3 段階の所得制限による限度上限額が定められている。上限額が 37,200 円の世帯では高額負担を強いられることから放課後等デイサービス等の利用回数を控えざるを得ないケースも生じる。保護者の所得により子どもが必要とする支援を十分に受けられないことがないよう所得制限の撤廃または段階の見直し（4,600 から 37,200 の間に 10,000、20,000 程度の上限の設定等）を国に要望していただくと同時に、市独自の支援策を講じていただきたい。

6. 障害児入所施設の職員配置の 3 対 1 について

福祉向

2021 年度より福祉型障害児入所施設の職員配置は 4 対 1 となったが、虐待によるケアニーズの高い児童の入所増加や自閉症等の発達障がい児への個別対応、各学校への送迎や協議など現行の職員配置では不十分である。また夜勤体制になり、日中の人員確保や個別による保護者対応も増加していることから、児童の安心と安全を確保する為に、職員配置を 3 対 1 とすることを国に強く要望して頂きたい。更に、職員配置が 3 対 1 に改善されるまでは、大阪市独自の加算等の制度創設を重ねてお願いしたい。

7. 被虐待児受入加算の期限の延長（1 年間を 3 年間に）について

福祉向

現在「被虐待児受入加算」が算定されており、加算費は対象児童 1 名につき 1 ヶ月「40,900 円」支給されているが、期限が 1 年間のみと決められている。しかし、虐待児童の支援は 1 年間で終わることはなく、心理的な支援や「こころケア」の受診付き添い、保護者との対応など長期間の支援が必要であることから、1 年間という期間を 3 年間に延長してほしいと国に要望していただくとともに、それまでの間については、大阪市独自で何らかの手立てを検討頂きたい。

8. 障害児入所施設の実態に見合った支給について

福祉

校外学習の諸費用や学校内でのクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入、試合等の遠征に係る交通費は、現在措置費の支弁がなく施設負担または本人の児童手当を活用しているが、退所の際に係る費用を確保する為、できる限り手当の使用は避けたいこともあり、学校内での郊外学習費用やクラブ活動に係る支弁についても国に要望して頂きたい。

なお、「校外学習諸費用」「クラブ活動に係る給付金」を、国が支弁するまでの間については、大阪市独自の支給方法など何らかの手立てを検討いただきたい。

9. 措置停止による受診券の利用停止について

福祉

児童が、施設から地域移行をする際、障害福祉サービスを利用してグループホームの体験利用をしているが、措置停止により受診券が利用できない。現状は、児童が病気や怪我により通院等をする際、関係機関に連絡等を行い通院している現状がある。受診券は、児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に入所児童に対して発行している医療費の公費負担制度であることから、措置停止中であっても利用できるよう国に要望していただきたい。

10. 障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について

福祉

携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超え、生徒間の連絡もモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっています。児童養護施設等に入所する児童と同じよう、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。

11. 障がい児入所施設の実態把握について

福祉

法改正や社会的要因があり、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化している。これに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。また、児童養護施設と比して、小規模ユニット化などの設備整備費は進んでいない。制度上の枠組みは「高齢者施設等」分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について国に要望して頂きたい。

12. 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について

福祉

令和6年度以前の予算要望において、当協議会より大阪市に対して要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望すると回答されていたが、その後の経過及び

進捗状況等について教えていただきたい。

過去の要望事項（一部省略）

- ① 大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について障害児施設で勤務する保育士にも各種事業の対象とするよう要望する。また、数年にわたり同要望をお願いしており、国に対し要望するとの回答をいただいているが、大阪市独自の積極的な施策もあわせて求めたい。（再掲）
- ② 休等代替職員補助金の対象施設拡大について（通所・入所共通）

利用者の適切な処遇確保を目的として、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病の為、長期にわたって休暇を必要として休業する場合は、産休等代替職員を臨時的に任用する為の補助金が、保育施設や児童養護施設、児童心理治療施設等に存在する。同じ子どもを対象とした施設である為、障害児施設を対象とするよう要望する。
- ③ リモート支援（オンライン保育）による算定の継続について

令和6年度障害福祉サービス報酬改定における家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。

感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能なよう、国へ要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。

児童心理治療施設からの要望事項

1. プレイルームについて

二重

児童心理治療施設においては、児童に対する心理治療が義務付けられており、児童に専任の心理療法士が配置されている。心理療法については、遊戯療法やカウンセリングなどを実施しているが、概ね特定の日時に週1回50分個室で行うことが必要となっている。しかしながら、建物の関係で心理治療が実施できるプレイルームなどのスペースの確保が困難な状態となっており、十分な効果があがっているとは言えない現状にある。

効果的な治療を進めるため、プレイルームの整備や増築等の設備費用を求める。

2. 通所の職員配置基準について

二重

入所事業については職員配置基準の見直しが行われ一定の改善が行われた。

厚労省は、児童心理治療施設の通所事業について、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要と位置付けているが、職員配置基準の見直しは行われなかった。

通所機能の活用として、児童養護施設の入所児童の二重措置は認められたが、このことだけでは、地域のこども＝通所児童への治療・支援の充実強化が見込める状況にはない。

一方で通所が必要な児童が障害児デイケアと併用できないなど弊害が出てきている。

通所機能を最大限活用するためには、アウトリーチ型の支援が重要といえ、それに見合うための職員配置基準の改正が急務であり、そのための予算措置を求める。

3. クールダウン室の設置について

二階

児童心理治療施設には、感情統制力の困難さを有する児童が多く入所している。感情統制力を失い、興奮している子どもは自力で落ち着くことは難しく、自傷他害へ至ることが多い。この場合、まずその子どもを“刺激から離す”方法が有効であり、児童自身の対処スキルを増やすことも期待でき、生活の安全性も高められ、より治療的な環境を整えられる。

このように刺激が少なく、自傷他害に及ばない環境ともなり得るクールダウン室の設置は必要不可欠で、他の地方自治体においても児童心理治療施設には必ず設置されている現状がある。

しかし、大阪市管轄内の指定管理で運営されている児童心理治療施設が委託時に、必要なクールダウン室が未整備で心配な状態が続いている。

大阪市の責任として、児童の安全確保に加え職員の安全のためにもクールダウン室の設置を求める。

4. 里親支援専門相談員の配置について

二階

里親支援については里親支援センターが中心となり進められていくことになるが、児童心理治療施設では里親不適応を起こした児童の入所が増えている。高機能化、多機能化を求められる中、大阪市として児童心理治療施設へ求める里親支援の内容を明らかにすること。

5. 職員の加配要望：直接支援職員増員の必要性について

二階

近年、益々施設利用児童の支援内容は複雑で多様化している。全国的な調査でも児童心理治療施設の入所児童は、ほとんどの子どもが虐待を体験しており、自閉症スペクトラムと診断される子どもは約4割、多動性障害を疑われる子どもも多い。児童養護施設や里親、児童自立支援施設からの措置変更も増えており、感情のコントロールが著しく身に付いておらず、激しい暴言・暴力へと一気に行動化するケースが増えている。また日常生活指導上も身辺自立（排泄の支援が必要）が儘ならない子どもや障がいサービスの利用が望ましい子どももあり、精神科薬の服薬率も6割を超えている。

しかしながら、直接支援職員の配置基準が3:1となっているものの、地域小規模児童養護施設ではほぼ1:1にまで引き上げられたことを考慮すると、日常生活支援を正常に送ることのできる人員の配置とはいえない。児童心理治療施設では日常生活においても心理治療を実施しており、より専門性の高い心理治療を実践するためには直接支援職員の増員が必須といえる。措置費への上乗せは全国規模で要求しているが、大阪市の管轄という大都市型でハイリスクなケースを沢山扱う土地柄を充分ご理解頂き、先ず現在の配置基準を上乗せした直接支援職員の大幅な増員（大阪市独自で単費の加配）を求めるものである。

6. 職員配置適正化への更なる理解に向けて

暴力行為に出た子どもの対応をするのは困難であり、急速に被害状況が拡大するときは課題を細かく分け、職員が対応する事になる。1人だけで対応するのは困難かつ危険であり、複数職員の対応が常に必要である。役割を分担し、職員がチームとして次々と連続し連繋して関わって行く必要がある。身体が大きく力の調整がきかない中高生の子どもが暴れ出すと、研修を受け訓練された職員でも1度に3人は傍らに付いて対応しなければ、子ども・職員双方ともに安全・安心が守れない現状を理解して頂きたい。場合によっては、この対応が一晩中続く事もある。更に一時保護所の活用がままならない大阪市の状況下では、長期に渡り緊急対応を施設が行う事になる。しかし現行の配置基準では緊急対応した後に、疲弊した職員を充分休養させることは難しい。継続して働いて貰わねば、通常勤務である日常生活上のローテーションを維持できない事が問題である。緊急対応の長期化（暴力が治まった後も個別指導という個別プログラムの実施が存在する）と、日常生活業務のローテーションが重なると、職員の疲労は更に加速する。精神的に余裕が無くなり健康な状態が維持できず、バーンアウトし休職・退職せざるを得ない職員が発生をすることになる。また疲労が蓄積すると子どもや環境に対し不適切な対応をしてしまいかねない緊迫した状況も起こり得ることをご理解いただきたい。そのような危険な状況に職員を追い込まぬよう、職員の加配もしくは児相からの緊急時における応援職員（CVPPP等の研修及び訓練を終えた方々が好ましい）派遣等の対策を考える必要がある。

7. 職員のメンタルヘルス対策について

入所児童の抱える課題が重篤かつ複雑化している状況を背景に、個別の生活支援や指導・訓練が必要な子どもが増え続け、職員の傷つきやストレスによる休退職は増えており、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題となっているが、施設・法人単独での対応では追い付かない状況となっている。人材不足は子どもへの支援・治療低下へ直結する問題であり、これ以上バーンアウト職員を増やさないためにも育成支援やメンタルヘルス対策を大阪市として講じていただきたい。

8. 高校生の塾代・進学等の増額について

施設からの進学率も増えている中、高校生も塾に通う高校生も増えている。高校生の進学に関する塾費は一般的に考えても、高校受験の塾より大学受験の塾費用の方が高額である。

現在特別育成費の補助費は月額費用として考えられている。高校3年生だけでも夏期・冬期講習代を含んだ金額に増額をお願いしたい。

9. 子ども居室の個室化実現に向けて

児童心理治療施設の入所児童は、周囲の少しの刺激（音や声掛けだけでなく、五感すべてに対し生じる事がある）で過剰反応してしまいがちである事が多い。少しの口喧嘩でも、一旦落ち着いたようになっても、同室で居るとたちまち不穏になり、人間関係の不調と他児への飛び火、静い

が拡大することも多い。複数の子どもたちで過ごす居室では、自分自身の居室が落ちつける場では無くなってしまっている現状がある。

また家庭で性的な暴露や刺激を受けてきたこどもの入所が増加し、子ども間の性問題、特に同性間の性問題が頻発する状況になっている。性問題を防止するためには居室の個室化が必須であると考ええる。

このように、こどもの最善の利益を確保するため、刺激を少なくし、1人で落ち着く環境を提供できるよう、措置権者かつ建物の所有者として大阪市の責任において、現在3施設ある児童心理治療施設の全居室個室化の早期実現を求める。

同じ大阪市管の指定管理施設間で、一部屋あたりの人員差異（全個室～3人部屋まで）がそのままかなり長期間生じる事は大都市圏の施設として由々しき問題である。）

